

水難救助訓練安全管理検討結果報告書

静岡県消防学校訓練安全管理検討委員会

平成26年9月8日

静岡県消防学校訓練安全管理検討委員会名簿

- 委員長 村越 真
静岡大学教育学部教授
- 委員 鉄 多加志
東海大学海洋学部海洋フロンティア教育センター専任講師
- 委員 鈴木 栄
有限会社ダイビングベル代表取締役
- 委員 浅羽 正人
静岡県警察学校現任教養課長
- 委員 青山 雅行
静岡県消防長会（静岡市消防局消防総務課長）

1 消防学校の教育訓練におけるリスクに対する考え方

(1) 訓練全般

消防学校は、消防組織法第1条で定める消防の任務遂行に必要な知識や技術を習得するために同法第51条によって設置されている教育訓練機関である。

消防の任務の性格上、任務には常に危険が潜在している。そのための知識や技術を習得する消防学校における訓練においても同様である。従って、訓練中のリスクをゼロにすることは難しい。

また、消防学校は、警察学校や自衛隊の教育施設とは異なり、県が独自に採用した職員ではなく、各市町の消防本部が採用した職員を預かって教育している。

なお、消防学校においては、入学前の学生の体力、その他の資質は多様であるが、やはり任務の性質上、訓練のレベルは下位の学生に合わせたものになっていない。

以上のことから、他の教育機関とは異なり、消防学校の訓練において、一定のリスクは不可避となっている。

今回の事故の反省と再発防止、また今後行われる消防学校の訓練全体に関する安全管理においては、このことを踏まえ、リスクを伴う訓練の意義と事故の可能性という両義性を念頭に置き、今までの訓練のレベルを維持しつつ、リスクとその帰結をコントロールするという発想に基づいて行わなければならない。

また、リスクマネジメントの方法については、日常的に検証し、その有効性の確保に努める。

(2) 水難救助訓練

水難救助は、消防の通常任務の重要な一要素である。特に本県における水難事故の発生件数は、平成23年72件、平成24年75件、25年71件と全国でも第1位又は2位である。(注)

原則としては水難事故に際しては、訓練された水難救助隊員が救助活動を行うが、通常任務についている消防士が遭遇する可能性は否定できない。従って、今後も水難救助訓練は不可欠である。

一方で、水難救助の基礎となる水泳の知識や技術、学生に必要な泳力等については消防学校では十分な蓄積を有しておらず、単独での実施は不可能である。このため、今後も、外部の組織「以下(訓練実施者)という。」と共同して実施していくことが不可欠である。

実施にあたっては、1(1)の考え方に基づき、水難救助訓練における厳しい訓練内容がリスクを生み出すことを認識し、以下に示すような事故防止策を講じることとする。

(注) 平成23年及び24年は警察庁生活安全の確保に関する統計等、25年は静岡県消防保安課水難事故発生件数による。

2 水難救助訓練の具体的な対応策

(1) 未然防止のための取り組み

① 学生の力量の適切な把握

消防学校は訓練を実施する前に、学生の泳力度を把握するとともに、既往歴、健康状態等を含めた情報を訓練実施者に提供する。

② 事前協議の徹底

消防学校は、把握した学生の情報に基づき、泳力の程度による班編成や訓練を見合わせる学生の抽出するなど、訓練内容について訓練実施者と事前に協議する。

③ 泳力に応じた訓練

初任科での立泳ぎの訓練に際しては、泳力に応じて水着又は着衣で実施するほか、学生の泳力程度に応じた実施時間にするなどで対処する。

④ 訓練内容の周知

初任科を受講する者に対し、事前に各消防本部を通じて、訓練内容を的確に周知するように努める。

(2) 事故発生の回避

① 1回の訓練参加人数の制限

訓練内容及び指導員の人数に応じて、同時に水中で訓練する学生の人数を制限する。

② 明確な役割分担

1人の指導員が責任を持って対応できるよう学生を班体制とするなど、各指導員の役割分担を明確にする。

(3) 緊急時のダメージコントロール

① 支援隊の要請

消防学校と訓練実施者との事前協議の内容により、必要と判断された場合、水中での支援要員を配置する。

なお、支援要員の配置については県内消防本部の水難救助隊へ、派遣要請する。

② 心肺蘇生法やAEDに精通

万が一事故が発生した場合に備え、現状どおりの救急救命士の配置及びAEDの配備に加え、指導員や教官が心肺蘇生法やAEDの取り扱いに精通していることを確認することはもちろんのこと、学生においても、心肺蘇生法やAEDの取り扱いについて精通する訓練を事前に実施する。

(4) 訓練中における学生自身によるリスクマネジメント意識の向上

リスクを伴う実技訓練においては、教官は、学生に対して、訓練中起こりえるリスクとそれへの対処法について常に意識させるとともに、相互での安全管理が可能になるような実施方法(例えば二人組で一方は観察役となる)を心がける。